

美浜の会ニュース

No. 181

2023. 4. 13

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ←

頒 価 300円
購読料 年2千円

国会で審議中

原発推進GX法案に反対の声を一層強めよう

国内で最も古い高浜1・2号 6・7月の再稼働を止めよう

4・30「関西と福井つながって学習・討論会」に参加を！

ドイツでは4月15日に全ての原発が運転を停止し、脱原発が実現する。世界では、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーの導入が進んでいる。このような国際的な流れに逆行して、福島原発事故を経験したこの国では、「脱炭素」を名目に、衰退の一途をたどる原子力産業界の救済等のため、原子力の最大限活用を強行に推し進めようとしている。

政府は今国会に原発推進の「GX脱炭素電源法案」を提出し、3月30日から衆議院で審議が始まった。「束ね法案」として5つの法案*を一括で審議するやり方も許せない。また、法案の作成過程も不透明だが、共同通信の記事によると、経産省が原子炉等規制法の条文案まで作成し「安全規制が緩んだように見えないことも大事」等と資料に書かれていた。

しかし、民意は原発推進に反対だ。「日本世論調査会」の調査では、「原発の最大限活用」「原発の建て替え」「60年超え運転」に6割以上の人々が反対している(右図)。4月10日には「40年原則を守れ」の署名提出と政府交渉が行われ、合計87,170筆が提出された(4頁)。14日には衆議院経済産業委員会で参考人質疑が行われる。

原発推進のGX法案に反対の声を一層強めよう。国会議員等に反対の声を届けていこう。

関電は、国内で最も古い高浜1号を6月3日に、2号を7月15日に再稼働(送電)しようとしている。福井と関西、全国の連携した運動で止めていこう。

(※原子炉等規制法、電気事業法、原子力基本法、再処理法、再エネ特措法)

「原発の最大限活用」の方針



廃炉が決まった原発の建て替えなどの開発・建設推進



60年を超える運転期間の延長



1. 法案の問題点：40年超え原発の認可権限を、規制委から経産大臣へ

(1) 原子炉等規制法から「運転期間の定め」を削除

福島原発事故後に作られた現行の原子炉等規制法(規制委の所管)では、「運転期間延長認可制度」があり、40年超え原発の運転については、規制委員会に認可の権限がある。運転期間は原則

国相手の大飯原発運転停止を求める裁判(大阪高裁) [傍聴券抽選の時間などは分かり次第ご連絡します]
5月22日(月) 14:30 大阪地裁 202号法廷/ 終了後に報告・交流会 弁護士会館 1002号

目次

▼原発推進 GX 法案に反対の声を強めよう・p1 ▼GX法案廃案!国会前連続行動に集まろう(投稿)・p4
▼高浜4号の制御棒落下事故・p6 ▼避難先自治体アンケート結果(避難元福井県版)・p8 ▼避難先自治体アンケート結果(避難元京都府版)・p10 ▼カラーリーフ紹介(高浜1・2号の再稼働を止めよう)・p12

40年、審査に合格すれば一度だけ20年の延長が認められ、60年になると廃炉になる。

しかし法案では、原子炉等規制法から「運転期間の定め」(43条の3の32)をそっくり削除し、電気事業法に移管して、40年超えの運転認可の権限を原発推進の経産大臣に与えている。

規制委員会は、「現行制度の『運転期間延長認可』は、『運転することができる期間』を『最大で20年間延長』するものであるが、新制度には『運転することができる期間』や同期間の『延長』といった概念が存在せず」と説明し、40年超えの認可権限を手放したことを説明している(2022年12月21日 規制委員会資料 9頁「参考3」)。

また現行法では、「高経年化技術評価制度」として、運転開始30年から10年ごとに「長期施設管理方針(保安規定の変更)」を規制委が認可している。法案では、これを事業者が提出する「長期施設管理計画」と名を変えて、保安規定だけでなく、劣化状態の点検方法・結果、技術基準適合性などを加えて、規制委が審査し認可を与えることになる。しかし実際には、60年目までは現在の制度と大差がないことを規制委自らが認めている。60年を超えた規制については、今後の検討課題として先送りしながら、60年超え運転を認めている。

規制委に残される40年超えの認可権限は、「長期施設管理計画」の認可だけとなる。山中委員長はこれら改悪に積極的に加担し、安全規制を骨抜きにしようとしている。

(2) 「40年原則」の撤廃は、事故が起きて初めて劣化が分かるという危険な状況をまねく

4月12日の衆議院経済産業委員会では、山崎誠議員の質問に対し山中委員長は「検査もしっかりやっていくが、残余のリスク(見逃し)はある」と答えた。これを受けて議員は、「老朽化した原発で劣化を見逃すことになる。だからこそ、運転期間を設定する必要がある、それが安全上のルールだったはずだ」と、「40年原則」の撤廃に強く反対した。

実際に1月30日に起きた高浜原発4号の制御棒落下事故は、運転開始から約40年間にケーブルのはんだ付けの経年劣化を見逃してきたことによる。「40年原則」の撤廃は、事故が起きて初めて機器の劣化が分かるという危険な状況を作り出していくことになる(6頁)。

(3) 電気事業法による40年超え運転、経産大臣の認可「基準」とは

法案では、電気事業法に40年超え原発の認可「基準」が書かれている(27条の29の2、4項)。規制委員会が上記の「長期施設管理計画」を認可していることを前提にして、「平和の目的に限る」「原子炉等規制法の許可取り消し・運転取り消し命令等を受けていないこと」という当然の「基準」の後に、「脱炭素社会の実現、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること」をあげている。原発利用の観点のみだ。

しかし、原発はクリーンでもグリーンでもない。さらに、頻発する事故によって運転停止が長引けば「安定供給」もできない。原発推進の経産大臣に認可権限を与えるなどもっての外だ。

(4) 延長期間は20年以上を認める

「20年延長」の期間は、安全審査で停止した期間、仮処分命令で停止したがその後決定が取り消された場合等を「運転期間」から除外し、その期間を20年に追加できるとしている。10年間停止していれば、60+10で70年運転を認める老朽原発に一層ムチ打つ危険極まりない法案だ。

(5) 原子力基本法に「国の責務」を追加し、国が前面にたって原子力を推進

現行の原子力基本法は、「平和利用」「自主・民主・公開の三原則」等を定めたものだ。しかし法案では、「国の責務」を追加し、電気事業制度が抜本的に改革されたとしても、「電気事業者が原子力施設の安全を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うこと」

ができる事業環境を整備するための施策」を講ずると明記している（2条の3、3）。原発推進の固定化と電力・原子力産業の救済法となっている。

2. 国内で最も古い高浜1・2号の再稼働を止めよう

4月30日「関西と福井つながって学習・討論会」に参加を！

政府の原発推進に歩調を合わせ、老朽原発の再稼働を進めているのが関電だ。一昨年には国内で初となる40年超え老朽美浜3号の再稼働を強行した。そして次は、国内で最も古い高浜1号（48年）を6月3日に、高浜2号（47年）を7月15日に再稼働（送電）しようとしている。

蒸気発生器細管の損傷など関電の原発では事故が頻発している。老朽原発の再稼働で事故の危険は一層高まる。福井と関西、全国の運動が連携して、高浜1・2号の再稼働を止めていこう。

（1）老朽炉に特有の危険：原子炉容器の脆性破壊、電気ケーブルの絶縁低下

▷高浜1号の原子炉容器は国内で最も脆くなっている。運転中の中性子照射によって、原子炉容器は脆性遷移温度が高まり粘り気を失っていく。事故時に緊急炉心冷却装置（ECCS）の水（約30℃）が注入され、急に冷やされると、原子炉容器内の表面が収縮し、小さな傷がきっかけになって容器が割れる危険性がある。脆性遷移温度が高いほどその危険性も大きくなる。高浜1号のそれは、廃炉が決まった玄海1号よりも高く、国内の原発で最も高くなっている。

▷規制委員会は2019年に、電気ケーブルが重大事故中に蒸気に曝される試験結果を公表し、電気抵抗値（絶縁体の抵抗値）が著しく低下する事実を明らかにした。電気抵抗値は、蒸気暴露の開始直後に百万分の1以下に急低下し、約60時間後には、一般的な電気設備が守るべき下限を割り込んでいる。重大事故時に実態把握や制御ができなくなる危険性が明確になっている。

この試験結果は、2016年の高浜1・2号と美浜3号の認可後に出された。規制庁はこの試験結果を踏まえて再評価すべきだが、これを拒否している。（カラーリーフ参照。紹介12頁）

（2）避難先自治体アンケート結果：避難計画に実効性はなく、住民に被ばくを強要する

避難計画を案ずる関西連絡会は、高浜原発事故時の避難先自治体にアンケートを実施した（8・10頁）。アンケート結果では、避難の途中に実施する「避難退域時検査」で、住民の検査は全員検査ではなく基本的に代表制になっていること等について未だに知らない自治体がある。また、避難所となる学校・施設に、検査の方法など避難の内容は伝えていない。避難元と避難先自治体の話し合いもほとんど行われていない。また、国の基準や高浜1・2号の再稼働については無回答が多く、意見や判断を避けている。このように、避難計画に実効性はなく、住民の被ばくや避難先が汚染されること等について自治体の戸惑い等が浮き彫りになっている。

（3）4月30日「関西と福井つながって学習・討論会」に参加を！

高浜1・2号の再稼働を止めるため、安全性の問題と避難計画の問題を中心に、学び、議論し、そして行動につなげていくために、避難計画を案ずる関西連絡会の主催で学習・討論会が開かれる。福井から石地さんをゲストに迎え、率直に疑問や意見を出し合い、関西と福井がつながって、具体的に取り組みを進めていこう。

★老朽原発高浜1・2号の再稼働を止めよう！ 4・30関西と福井つながって学習・討論会★

ゲスト：石地 優さん（福井県若狭町 安全なふる里を大切にする会）

4月30日（日）午後1：30開場 1：45～4：15/ ドーンセンター 大会議室1（4階）

参加費：一般500円（大学生以下と避難者は300円）。カンパ歓迎（詳しくはチラシ参照）